

4．応急措置

- 皮膚に付着した場合： 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。触れた部分を大量の水又は微温湯を流しながら洗浄する。外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当てを受けること。
- 眼に入った場合： 直ちに清浄な水で最低15分以上洗浄し、眼科医の手当てを受けること。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行き渡るように洗浄する。
- 吸入した場合： 直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、毛布等でくるんで温め安静にする。速やかに医師の手当てを受けること。なお呼吸が不規則な場合、もしくは止まっている場合は、医師の手当てが得られるまで人工呼吸を続ける。
- 飲み込んだ場合： 安静にして、直ちに医師の手当てを受けること。患者に意識がない場合には、口から何も与えてはならないし、吐かせようとしてもいけない。

5．火災時の措置

- 消火剤： 炭酸ガス、泡消火剤、水噴霧
- 消火方法： 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。又、燃焼の怖れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物を冷却をする。
- 消火を行う者の保護： 消火作業は風上から行い、必ず保護具を着用する、場合によっては呼吸保護具を着用する。

6．漏出時の処置

除去方法、人体に対する注意事項、環境に対する注意事項；

風下の人を退避させる。漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。

少量の場合： ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。残りは大量の水で洗い流す。

大量の場合： 漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いてから液の表面を泡等で覆い、出来るだけ空容器に回収する。そのあとは多量の水を用いて洗い流す。
この場合、河川等に排出されないよう注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

・取扱い

技術的対策、注意事項；

- ・火気厳禁。炎、火花、もしくは高温体との接近又は過熱を避ける。また強酸化剤との接触を避ける。
- ・漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
- ・吸い込んだり、眼、皮膚および衣類に触れないように適切な保護具を着用する。
- ・取り扱い場所の近くに、緊急時に洗眼および身体洗浄するための設備を設置する。
- ・屋外での作業はできるだけ風上から行う。
- ・静電気対策を行い、作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。
- ・取り扱いの都度容器を密閉する。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又はひきずる等の粗暴な取り扱いをしない。
- ・使用済みの空容器は一定の場所を定めて集積する。

・保管

技術的対策、混触禁止物質、保管条件、容器包装材料；

- ・火気厳禁。容器は直射日光を避け密栓して冷暗所に保管。一定の場所を定めて貯蔵する。
- ・静電気対策を行い、ボイラー等熱の源近くや可燃物の近くに置かない。
- ・酸化性物質、有機過酸化物など同一場所に置かない。
- ・開封後の保管は、乾燥した不活性ガス（窒素ガス等）で十分に置換した後に必ず密栓する。
- ・推奨する容器包装材料は金属容器。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：

- ・屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化又は局所排気装置を設定することが望ましい。
- ・取り扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具：

- ・状況に応じ、防毒マスク（有機ガス用）、送気マスク、空気呼吸器、保護眼鏡、保護手袋、保護長靴等を使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、色：	無色透明の液体
臭気：	かすかな有機臭
沸点（ ）：	なし
凝固点（ ）：	< - 2 0
引火点（ ）：	2 2 0（クリーブランド開放式）
比重（25 / 4 ）：	1 . 0 8
溶媒に対する溶解性：	水；不溶
粘度（25 / mPa・s）	1 5 0 0

10. 安全性及び反応性

安定性・反応性： 安定で特別の反応性はない。
危険有害な分解生成物： 特になし

11. 有害性情報

急性毒性：LD50 5.0g以上/Kg(ラット経口)*1
変異原性試験：陰性(有害性の調査の基準に定める試験方法に一部準拠)*1

12. 環境影響情報

情報なし

13. 廃棄上の注意

廃棄は焼却により行う。その方法は次の何れかによる。
・焼却炉の火室へ噴霧し、焼却する。
・少量の場合はケイソウ土等に吸収させて開放型の焼却炉で焼却。
これを含む排水は活性汚泥等の処理により清浄にしてから排出する。

14. 輸送上の注意

車両輸送： 上記取扱いの注意事項を守って行う。
充填、積み卸しの際は、エンジンを停止し、サイドブレーキをして車止めをすること。アースを取り付けること。
運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み。荷くずれの防止を確実にを行う。
その他、消防法などの関連する法令の定めるところに従う。
・漏洩事故： 送液中は直ちに中止し、速やかに係員に通報する。
路上での事故の場合、付近の住民、通行人に知らせ風上に避難させ事故現場付近の立ち入りを禁止(ロープ張り、標識)し、火気厳禁とする。
必要に応じて、車両を安全な場所に移動して停車させる。
・爆発、火災： 充填、積み卸しの際は、直ちに係員に通報し、送液中であれば中止する。
備え付け消火器により、消火に努める。
・事故発生時の連絡： 保安署、消防署、警察署に連絡すること。
項目1. 化学物質等及び会社情報の欄を参照。

国連分類及び国連番号

国連分類：国連の定義上危険物に該当しない
国連番号：なし

15. 適用法令

- ・ 消防法： 危険物第四類第四石油類 非水溶性液体（指定数量6,000 $\frac{1}{100}$ ）危険等級
- ・ 労働安全衛生法第56条第1項政令指定物質
「別表第3第1号特定化学物質等のうち第一類物質に掲げるもの（第17条）」：非該当
- ・ 労働安全衛生法第57条の2第1項政令指定物質
「別表第9名称等を通知すべき有害物（第18条の2関係）」：非該当
但し、表示義務量以下のアジピン酸（番号十）を含有*2
- ・ PRTR法第1種指定化学物質： 非該当
- ・ PRTR法第2種指定化学物質： 非該当
- ・ 日化協PRTR調査対象物質リスト： 非該当

*2 酸価の規格値（0.5 KOH mg/g以下）を基準とし、0.5の酸価が全てフリーのアジピン酸と仮定して計算すると、アジピン酸の含有量は0.065wt%であり、表示義務の1wt%には満たない。

上記、労働安全衛生法第56条、同第57条、PRTR法（第1種、第2種）のMSDS交付対象物質については原料及び触媒由来の微量不純物については考慮していない。

16. その他の情報

危険物データベース登録：4060-176084
試験機関：*1 財団法人 化学物質評価研究機構

記載内容の取扱い

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等は保証値ではありません。
危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませんので取扱いには十分注意してください。注意事項についても通常取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

記載内容の問い合わせ先 株式会社クラレ 化学品カンパニー
化学品販売部
電話番号 03-3277-6662